

# ○津山工業高等専門学校寮務委員会規程

〔平成18年2月28日〕  
規程第20号

改正 平成22年3月18日規程第7号

(趣旨)

**第1条** この規程は、津山工業高等専門学校寄宿舍規則（昭和38年規則第3号）第7条第2項の規定に基づき、津山工業高等専門学校寮務委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

**第2条** 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 寮生の入退寮及び寮生活に関すること。
- (2) 寮生会の指導に関すること。
- (3) 寄宿料の免除に関すること。
- (4) 学寮給食に関すること。
- (5) 校長の諮問事項に関すること。
- (6) その他寄宿舍に関すること。

(組織)

**第3条** 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。ただし、第2号の委員は第4号の委員を兼ねることができる。

- (1) 寮務主事
- (2) 寮務主事補
- (3) 1年及び2年の学級担任又はそれを代表する者から各1人
- (4) 各専門学科から推薦された教員各1人
- (5) 学生課長

2 前項第3号の委員に事故があるときは、当該学年の学級担任が、前項第4号の委員に事故があるときは、当該学科の教員が代理として出席することができる。

(委員長)

**第4条** 委員会に委員長を置き、寮務主事をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した寮務主事補が、その

職務を代行する。

(任期)

**第5条** 第3条第1項第3号及び第4号に掲げる委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(ワーキンググループ)

**第6条** 委員会の所掌事項を具体的に審議するため、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループの組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(意見聴取)

**第7条** 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

**第8条** 委員会に関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

**第9条** この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月18日規程第7号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。